

三重県プロモーション推進ロゴマーク作成 業務仕様書

1 委託業務名及び適用範囲

三重県プロモーション推進ロゴマーク作成業務（以下「本業務」という。）
本仕様書は三重県が業務受託者に委託して実施する本業務に適用する。

2 本業務の目的

「三重県」という地域そのものの魅力や価値を広く浸透させ、認知度向上を図るプロモーションを実施していくにあたり、「美し国みえ」を掲げた統一感のある情報発信を推進するため、シンボルとなる「美し国みえ」のロゴマークを作成する。

3 業務実施体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

4 業務の内容

(1) 業務内容

① ロゴマークの作成

三重県のプロモーション推進において統一的に使用するシンボルマーク 1 点とロゴタイプ 1 点を組み合わせたロゴマーク 1 点の作成を行うこと。

なお、長期間（例：10 年間）使用する想定で作成すること。

(※) 三重県について

三重県は、江戸時代まで伊勢、伊賀、志摩、紀伊、4つの国から成り立ち、自然や歴史・文化を大切にしながら、地域性豊かな文化が育まれてきた地です。知恵と工夫で新しいものを生み出し、発展してきた三重県には、単に海や山の自然が美しい、食が美味しいというだけでなく、心も満たされる地であるという精神性が今日まで続き、持続可能性のある魅力的な地域であるといえます。

●ロゴマークに求める条件

・「美し国」(※) がイメージできる配色やデザインであること。

(※) 「美し国」とは・・・

三重は海や山の豊かな自然に恵まれ、人が暮らすのに理想的な地域として、古くから「美し国」と呼ばれてきました。また、日本人の精神文化・生活文化の源流ともいえる「伊勢」、「熊野」を有し、「こころのふるさと」として、人々を魅

了し、多くの人々が三重の地を訪れました。さまざまな街道や海の道を通した、諸国との文化や情報の交流は、三重の各地に豊かな文芸・芸術や産業を育み、それらは、また、全国に発信されていきました。

太陽と月と大地、そして、それらがもたらす山の幸・海の幸・野の幸への感謝、自然と共に生きてきた日本人の暮らしの原点を今に伝える歴史的・文化的資産の存在。また、その感謝の気持ちを「おかげさま」という端的な言葉で暮らしの中に受け継いできた人々。まさに三重は、人と人、人と地域、人と自然の“絆”が保たれてきた地であると言えます。

＊「美し国」

文献では「日本書紀」巻六 垂仁天皇 25 年 3 月の条、天照大神の祭祀（天照大神をお祀りする宮地を探す）を倭姫命に託した次の一節に初見されます。

【日本書紀原文】

是神風伊勢国則常世之浪重浪帰国也、傍国可怜国也。欲居是国。

【意味】

この神風の伊勢国は、常世の波がしきりに打ち寄せる国である。大和の傍らにある国で、美しいよい国である。この国におりたいと思う。（と伊勢の地まで来られた倭姫命に天照大神が告げられました。）

なお、「美し国」という言葉には、伊勢国が永久の理想郷とされる「常世」に隣接する、「心の満たされる地である」という意味も含まれていると言われています。

つまり、「美し国」とは海や山の自然に恵まれ、また、心が満たされる、まさに、人が暮らすのに「理想的な地域」であるということができるとはならないでしょうか。

（出典、参照『「美し国おこし・三重」基本構想』『美し国おこし・三重』実行委員会）

- ・三重県の認知度向上のために、「美し国みえ」を強く訴求できるデザインであること。
- ・三重県の特徴（例：歴史、文化、自然、伝統、食等）が表現されたデザインであること。
- ・ロゴタイプには、「美し国みえ」及び「UMASHIKUNI MIE」の文字を使用することとし、書体はオリジナル（既存フォントのカスタムは可）とすること。なお、ロゴマークはシンボルマークと漢字、アルファベット両方のロゴタイプを一緒に組み合わせる場合を想定すること。
- ・ポスター、チラシ、ステッカー、名刺、各種印刷物、ピンバッジ、のぼり旗等様々な場面で活用することを念頭に、応用ができるデザインであること。（P6 にロゴマークの使用イメージがあるので、参考とすること。）
- ・シンボルマーク及びロゴタイプは、それぞれ単体でも使用可能なものとし、カラー版及びモノクロ版を作成すること。
- ・デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。

- ・海外に向けても発信力のあるデザインであるとともに、各国文化において誤解を招く恐れがないこと。
- ・デザインについては、三重県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」(県 HP 参照：<https://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/20759012112.htm>) を参考とし、ユニバーサルデザインに配慮するものであること。

なお、受託者決定後は、企画提案書の提案をもとに、追加で2案制作したうえで、県と十分協議のうえ、最終デザインを決定するものとする。

また、最終デザイン決定までの過程として、県で商標登録のための類似調査を実施し、そのうち最終デザインを選定するために県民投票等を実施する想定をしているので、必要に応じてデザインの情報やデータを適宜提供するとともに、県からさらに追加での提案を求めた際には、県との協議に応じること。

- ② ロゴマーク使用にあたってのガイドラインの制作
決定したロゴマーク等を使用するにあたってのガイドラインの制作を行うこと。

【ガイドライン項目】

- ・ロゴマーク表示色の指定 (CMYK 値) (カラー・モノクロ含む)
- ・シンボルマークとロゴタイプの組み合わせ
- ・ネガティブ (反転) 表示パターン
- ・余白 (アイソレーションエリア) の設定
- ・表示色と背景色の関係
- ・最小使用サイズの設定
- ・禁止事項の設定

(2) 成果物等の提出及び納品

制作したロゴマーク等の成果物を AI データ及び SVG ファイル PDF データ形式の印刷用原稿データで USB 等電子媒体を用いて納品すること。また、ガイドラインについては、製本したものを1部提出するとともに電子データも納品すること。なお、制作したロゴマーク等は、PNG、JPEG、GIF それぞれの画像形式データでも提出すること。

また、委託業務実施結果を記載した「委託業務報告書」を1部提出すること。

(3) 委託期間 契約日から令和7年2月28日(金)まで

(4) 納入期限

①決定したロゴマークの各種データ：令和7年1月31日(金)まで

②ガイドライン：令和7年2月14日(金)まで

(5) 納入場所 三重県政策企画部企画課

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) ロゴマーク等の決定にあたっては、提案をもとに三重県と協議の上、三重県の指示に従い必要な修正を行うこと。

(2) 作成検討、連絡調整のため、三重県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、

計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、三重県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。なお、令和6年内には県で実施する類似調査及び県民投票等を経て最終デザイン決定をする想定をしているので、それらを踏まえた全体スケジュール計画を立てること。詳細なスケジュールは県と協議のうえ決定する。

- (3) 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議の上、決定し実施すること。
- (4) 受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。
- (5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、三重県と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。
受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合や第三者に業務を一部委託する場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。
- (7) 委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (8) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存すること。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

8 著作権の取り扱い等

- (1) 受託者の作成作品の知的財産権に関して生じた問題について、委託決定の前後にかかわらず三重県は一切の責任を負わない。
- (2) 受託者は、本件著作物が、第三者が有する他人の特許権、実用新案権、意匠権、著作権及び商標権等の権利を侵害しないよう留意すること。三重県において、別途ロゴマーク等の成果物の商標の類似調査、出願・登録をすることとしており、他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が自らその責任を負担し、受託者の費用でこれに対処、解決するものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡しが完了したときに移転するものとする。
- (4) 受託者は、三重県がロゴマーク等の成果物の商標の類似品調査、出願・登録をすることを認めること。
- (5) 受託者は、ホームページ等への掲載のため二次利用について許諾するものとする。

- (6) 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとする。
また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (7) ロゴマーク等の成果物は、三重県が必要と判断する目的に利用できるとともに、三重県が認める第三者に使用させることができるものとする。
- (8) 盗作等の不正な行為が判明した場合は契約しないものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

【参考】各分野における「美し国みえ」ロゴマークの使用イメージ（例）

（ポスター・パンフレット）※ポスター、パンフレットの使用サイズはB2、A4 など多種多様

「美し国みえ」ロゴ

統一ロゴ・キャッチフレーズ

×

各分野・コンテンツのキャッチフレーズ

↓

個々の地域資源の魅力を三重県全体の認知度向上につなげる。

（名刺）55mm×91mm サイズ

「美し国みえ」ロゴ

各分野・コンテンツ
の写真やイラスト

三重県〇〇部
〇〇課 〇〇班

〇〇長
〇〇 〇〇

〒514-8570
三重県津市広明町13番地
Tel *****
Mail *****

【出典・参照：三重県プロモーション推進方針】一部改変